

兵庫県公報

平成21年2月20日 金曜日 第2057号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○ 土地改良区の解散認可（農地整備課）	4
○ 町営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	4
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（同）	5
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	5
○ 保安林の指定の解除予定通知（同）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	6
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	6
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	6
公 告	
○ 篠山市味間奥地区整備計画案の縦覧公告（丹波県民局）	7
病院局公告	
○ 兵庫県立病院診療材料物流管理業務委託に係るプロポーザルの実施	7
警察本部公告	
○ 入札公告	9

告 示

兵庫県告示第187号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成21年2月20日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
落合医院	落合 準三	神戸市東灘区御影中町4-1-31	平成20年4月1日
皮ふ科 しみずクリニック	清水 良輔	同 市灘区岩屋北町7-1-30 ラ・メルベニュー301	同
医療法人社団 大田整形外科クリニック	医療法人社団 大田整形外科クリニック 理事長 大田 秀一	同 市同区岩屋北町5-1-31 メディカルハット2階	同
医療法人社団 白眉会 白眉会画像診断クリニック	医療法人社団 白眉会 白眉会画像診断クリニック 理事長 佐野 均	同 市中央区中町通4-2-19	同
藤原歯科医院	藤原 士郎	同 市垂水区学が丘1-14-1	同

医療法人財団 兵庫錦秀会 神出病院	医療法人財団 兵庫錦秀会 神出病院 理事長 藪本 雅巳	同 市西区神出町勝成78-53	同
赤塚クリニック	赤塚 東司雄	同 市北区鈴蘭台西町1-27-2	同
あさひ神経クリニック	原田 益視	姫路市網干区和久115-9	同
増田医院	増田 勉	尼崎市次屋1-24-15	同
瀬野内科医院	瀬野 武	芦屋市大原町11-24-106	同
医療法人社団 TDC タバタデンタルクリニック	医療法人社団 TDC タバタデンタルクリニック 理事長 田畑 勝彦	同 市船戸町10-18 マグナスビル1F	同
医療法人社団 若林歯科	医療法人社団 若林歯科 理事長 若林 益郎	同 市船戸町4-1-407	同
医療法人社団 中村耳鼻咽喉科	医療法人社団 中村耳鼻咽喉科 理事長 中村 敏治	宝塚市売布2-13-8	同
医療法人社団 みよし歯科医院	医療法人社団 みよし歯科医院 理事長 美吉 政幸	同 市逆瀬川1-5-24 スペール逆瀬川2階	同
医療法人社団 岡村医院	医療法人社団 岡村医院 理事長 岡村 龍一郎	小野市敷地町1602-1	同
くすはら歯科医院	楠原 英明	同 市黒川町1707	同
丸岡歯科医院	丸岡 寛昭	多可郡多可町中区鍛冶屋611	同
矢部歯科医院	矢部 公典	揖保郡太子町太田字川原637-1	同



兵庫県告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
医療法人社団快癒会おぐらクリニック	尼崎市常吉1-2-8	医療法人社団快癒会	平成20年7月1日
医療法人社団泰志会島田クリニック	同 市武庫川町2丁目30番地2 キャッスル武庫川	医療法人社団泰志会	同 年8月1日
久原歯科	同 市潮江1-1-50 JR尼崎駅東NKビル5階	久 原 隆	同
井波歯科医院	同 市東灘波町5-18-9 秋月ビル1F	井 波 眞紀子	平成20年6月17日
ひかり調剤薬局	同 市南武庫之荘1丁目23番15号-102	有限会社グローリー	同 年9月1日
協栄薬局	同 市大庄北4丁目12-8	有限会社協栄薬局	同 年8月1日
訪問看護ステーションかげはし	明石市魚住町錦が丘3丁目24-17 モンテヴィラ102号	神戸医療生活協同組合	同
稲垣クリニック	伊丹市瑞徳町6-44 イーストパリア1F	稲 垣 雅 彦	同
瀧川薬局伊丹店	同 市瑞徳町6丁目44番	滝 川 秀 樹	同
アール・サポートセンター（訪問看護）	同 市行基町4-55	アール物産株式会社	平成20年8月8日

ゆう眼科クリニック	豊岡市戸牧535-1	湯 才 勇	同 月 1 日
石田薬局戸牧店	同 市戸牧534-4	石 田 芳 朗	同
豊岡市社会福祉協議会訪問看護ステーション	同 市上陰137番地の1	社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会	同
あけぼの薬局加古川店	加古川市尾上町旭3-55	有限会社あけぼの	平成20年6月1日
コーシン薬局赤穂店	赤穂市加里屋駅前町65-17	株式会社ライフオート	同
イセキ内科クリニック	川西市水明台1-1-161 OHビル2階	医療法人社団イセキ内科クリニック	平成20年6月23日
医療法人社団安積医院	加西市西剣坂町9番地の1	医療法人社団安積医院	同 年8月1日
アルカ山崎薬局	宍粟市山崎町千本屋204-1	株式会社アルカ	同
山本歯科医院	神崎郡福崎町福崎新243-1	山 本 真	平成20年7月22日



兵庫県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成21年2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
エルアンドエフ薬局	伊丹市昆陽東4丁目13-1	所在地	伊丹市昆陽字流39-1	伊丹市昆陽東4丁目13-1	平成15年11月4日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
医療法人社団泰志会島田クリニック	尼崎市武庫川町2-43	医療法人社団泰志会	平成20年7月31日
菊池歯科医院	同 市杭瀬本町2丁目3番1号	菊 池 肇	同 年2月29日
井波歯科医院	同 市東難波町5-18-9 秋月ビル1F	井 波 英 二	同 年6月16日
共栄薬局	同 市西難波町6-8-28	株式会社共栄	同 年3月31日
訪問看護ステーションか けはし	明石市魚住町長坂寺441-12 安達第二ハイ ツ	神戸医療生活協同組合	同 年7月31日
赤松医院	豊岡市日高町江原151	赤 松 衛	同 月30日
豊岡市社会福祉協議会但 東訪問看護ステーション	同 市但東町出合433-1	社会福祉法人豊岡市社会 福祉協議会	同 月31日
豊岡市社会福祉協議会竹 野訪問看護ステーション	同 市竹野町須谷1478番地	同 上	同
稲田整形外科医院	加古川市米田町平津688-1	稲 田 学	平成20年6月30日
コーシン薬局	赤穂市加里屋駅前町65-17	株式会社ジャパンメディ カ	同 年5月31日
イセキ内科クリニック	川西市水明台1-1-161 OHビル2階	井 関 吉 博	平成19年12月31日
医療法人社団安積医院	加西市西剣坂町725	医療法人社団安積医院	平成20年7月31日
アルカ山崎薬局	宍粟市山崎町千本屋195	株式会社アルカ	同 月6日



兵庫県告示第190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成21年 2 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
新太尾土地改良区	平成21年 2 月 5 日
太木里土地改良区	同 上



兵庫県告示第191号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 2 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
多可町	ため池等整備事業	柏谷池地区	平成21年 2 月 20 日から 同 年 3 月 12 日まで	多可郡多可町役場



兵庫県告示第192号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年 2 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
淡路市久留麻2221 岡 田 光 司 同 市仮屋369 中 山 哲 郎	仮屋	仮屋漁業協同組合
淡路市久留麻2247-3 森 義 政 同 市久留麻2171 森 正 之	森	森漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成21年 2 月 20 日から同年 3 月 6 日まで
- (2) 縦覧場所 仮屋加入区 淡路市仮屋112-1 仮屋漁業協同組合
森加入区 同 市久留麻2205-5 森漁業協同組合



兵庫県告示第193号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成21年 2 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時
平成21年 3 月 5 日（木）午前10時00分から午前10時45分まで
- 3 場所
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県第 1 号館10階農政環境部会議室



兵庫県告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成21年 2 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
西宮市塩瀬町名塩字南山5318の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神南県民局地域振興部及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成21年 2 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝来市和田山町岡字大倉部74の6（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため



兵庫県告示第196号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 2 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量による高精度標高データ作成）

2 作業期間

平成21年2月5日から同年3月30日まで

3 作業地域

宝塚市逆瀬川1地先から神戸市須磨区西須磨地先まで



兵庫県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年2月20日から2週間、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 寺本伊丹線	伊丹市寺本4丁目123番から 同 市昆陽6丁目124番2まで	旧	10.0から 20.0まで	559.0	
		新	20.0から 24.0まで	559.0	一部 予定地



兵庫県告示第198号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成21年2月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 被処分者

商号又は名称 有限会社櫻木造園土木
 代表者氏名 櫻木健雄
 事務所所在地 三田市天神2-11-14
 免許番号 兵庫県知事(1)第300198号
 免許年月日 平成16年7月30日

2 処分の内容

免許の取消し



兵庫県告示第199号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成21年2月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 播州建材株式会社
代表者の氏名 小 原 直 人
住所 姫路市綿町132
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) 姫路市綿町ホテル
所在地 姫路市綿町132、133
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民局県土整備部建築課
縦覧期間 平成21年2月20日から同年3月5日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成21年2月20日から同年3月5日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

篠山市味間奥地区整備計画案の縦覧公告

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「条例」という。）第32条第2項において準用する条例第12条第1項の規定により、丹波地域の篠山市味間奥地区の整備計画案を次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、同区域内の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号及びその意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の縦覧場所に提出すること。

平成21年2月20日

丹波県民局長 内 田 貞 雄

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称
丹波地域
- 2 整備計画の名称
篠山市味間奥地区整備計画
- 3 整備計画の区域
篠山市味間奥字坊垣内ノ坪192番地の2ほか（区域は縦覧に供する整備計画案に示す。）
- 4 整備計画案の縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、丹波県民局県土整備部まちづくり課及び篠山市まちづくり部地域整備課
- 5 整備計画案の縦覧期間
平成21年2月20日（金）から同年3月5日（木）まで

病 院 局 公 告

兵庫県立病院診療材料物流管理業務委託に係るプロポーザルの実施

兵庫県立病院における診療材料等の物流管理業務を委託する契約相手を選定するため、プロポーザルを実施する。

平成21年2月20日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

- 1 プロポーザルの概要
 - (1) 名称
兵庫県立病院診療材料物流管理業務委託に係るプロポーザル
 - (2) 履行期間
平成21年10月1日（木）から平成24年9月30日（日）まで（3年間）

2 参加資格

- (1) 日本国内において、一般病床300床以上の病院における診療材料物流管理業務委託を受託し、継続して3年以上履行した実績がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 参加手続き

(1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県病院局経営課契約係
電話 (078) 341-7711 内線 3449・3450

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

平成21年2月20日(金)から同年3月3日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 説明会

本プロポーザルに参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。

ア 日時

平成21年3月3日(火)午後4時から

イ 場所

兵庫県庁西館1階 小入札室

ウ 留意事項

出席は、1社当たり2名以下とする。

(4) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成21年3月4日(水)から同月12日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成21年3月12日(木)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成21年3月5日(木)から同月11日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成21年3月11日(水)必着とする。

ウ 回答方法

平成21年3月12日(木)から同月18日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成21年3月5日(木)から同月19日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成21年3月19日(木)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

企画提案書 10部

企画提案書要約版 10部

その他、募集要領に定めるもの

(7) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションを実施することができる。

イ プレゼンテーションを開催する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「兵庫県立病院診療材料物流管理業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立病院診療材料物流管理業務委託」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 詳細は、募集要領による。

警察本部公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年2月20日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田裕之

1 委託内容

(1) 業務件名

兵庫県警察本部庁舎空調設備等保守点検委託

(2) 仕様

契約担当者が示す仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

兵庫県警察本部庁舎

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 県の指名停止基準に基づく暴力団又は暴力団関連企業でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、以下のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (7) 親会社と子会社の関係にあるもの
- (i) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (i) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 本設計書に示す空調設備機器の保守点検が可能であること。
なお、主要設備機器である吸収式冷温水機、吸収式冷凍機、水冷スクリーチャーについては、メーカー及び専門業者を使用しての点検は可能とする。
- (8) 官庁施設、民間施設を問わず、過去3年間に1契約で延べ床面積30,000㎡以上の庁舎の空調設備機器を点検した実績があること。
- (9) 県内に本店、支店、営業所等があり、指定する時間までに庁舎に従業員を派遣することができること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 田中
電話 (078) 341-7441 内線 2257
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成21年2月20日（金）から同年3月2日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成21年3月30日（月）午前10時00分
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階入札室
- (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成21年3月27日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年3月26日（木）午後1時までに入札しなければならぬ。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならぬ。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した委託業務を履行できることを証明する資料等を平成21年3月2日（月）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成21年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の業務の1年間の委託料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約に関する条件

この契約については、平成21年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。